

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>県議会の議員に係る請負に関する規制の見直しを行うため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 県議会の議員に係る請負に関する規制の見直し</p> <p>(1) 「請負」の定義の明確化 規制の対象となる「請負」の定義を明確化する。</p> <p>(2) 規制の対象となる請負に係る金額の見直し 各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方自治法第92条の2に規定する政令で定める額を超えない場合を、議員個人による請負に関する規制の対象から除く。</p> <p style="text-align: right;">(第3条関係)</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 公布の日から施行する。</p> <p>(2) 経過措置 その他所要の経過措置を置く。</p> <p style="text-align: right;">(改正附則関係)</p>